《③ 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）》

番号	人口の前提	給付総額（給付現価）の調整割合	スライド調整				
			年金改定率（新規裁定者）	調整期間（終了年度）	所得代替率（終了年度時点）	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
8	高位	3%	一人当たり賃金上昇率 － 労働力人口の平均減少率	2013	57%	4%	18,200 円
2	（基準ケース）中位	9%		2023	53%	10%	18,100 円
10	低位	15%		2032	48%	19%	18,000 円

人口が変動した場合（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%）
－マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

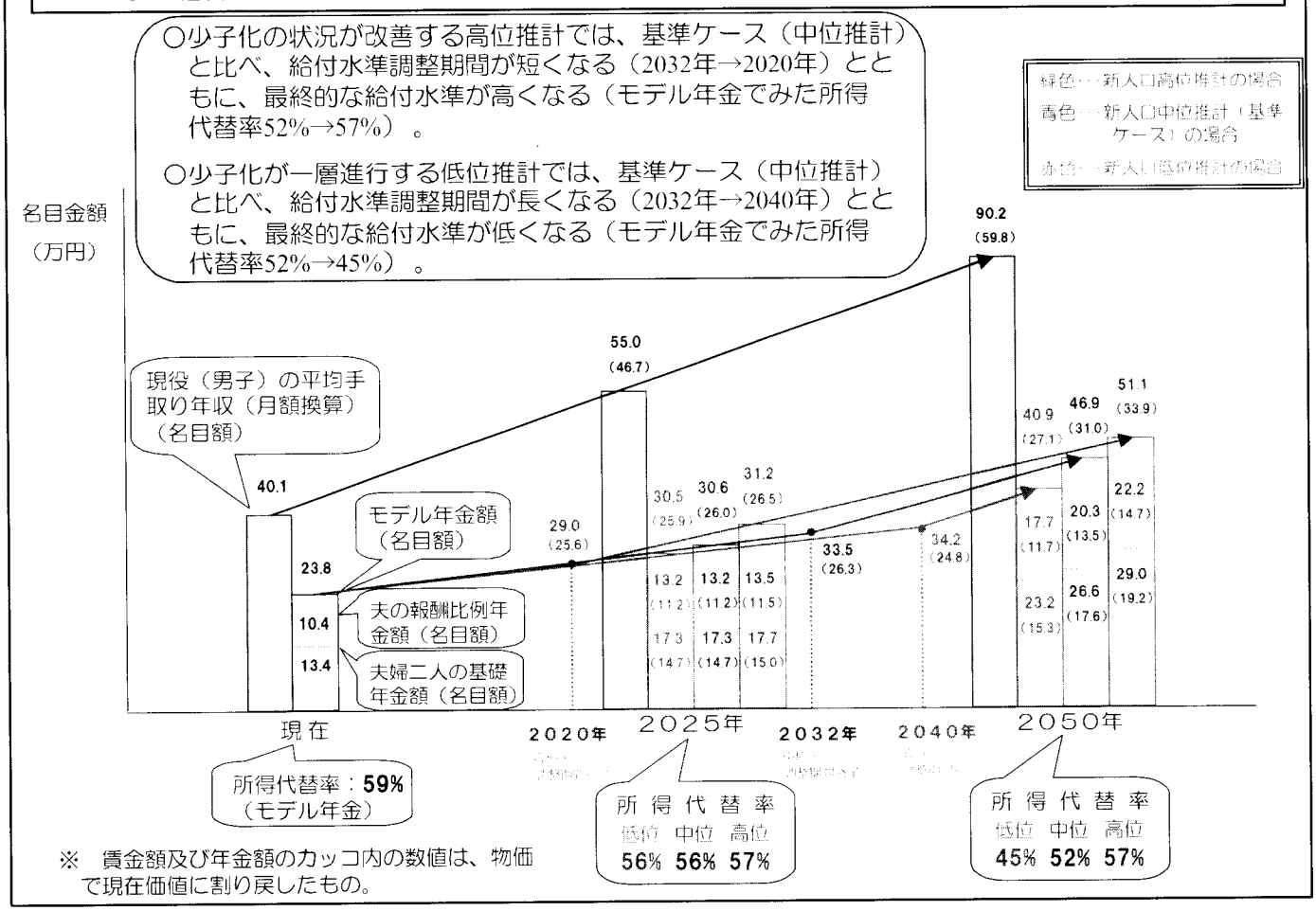

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

（３）経済が変動した場合

【給付総額（給付現価）ベースでみたときの給付の調整割合】

○ 給付総額（給付現価）ベースでみた給付の調整割合は、経済状況が好転するケースAに変更すると7%となり、経済状況が悪化するケースCに変更すると16%となる。

【年金改定率（スライド率）の調整による給付水準の調整割合】

《実績準拠法（名目年金額下限型）により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合》

○ 経済状況が改善するケースAでは、基準ケース（ケースB）と比べ、給付水準調整期間が短くなる（2032年→2029年）とともに、最終的な給付水準が高くなる。（モデル年金でみた所得代替率52%→54%）

○ 経済状況が悪化するケースCでは、基準ケース（ケースB）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2048年）とともに、最終的な給付水準が低くなる。（モデル年金でみた所得代替率52%→45%）

【計算の前提（基準ケース）】

○ 厚生年金の最終保険料率　２０％

○ 人口推計　中位推計（２０５０年の合計特殊出生率　１．３９）

○ 国庫負担割合　次期制度改正時に安定した財源を確保し、１／２に引上げ

（国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制（総報酬ベースで0．77%）及び国民年金の保険料の引下げ（平成11年度価格で3，000円）は行わない。）

○ 保険料（率）の引上げ計画

・引上げ頻度　毎年度

・引上げペース　平成１１年財政再計算と５年間での引上げペースを同じとする。

《① 実績準拠法（名目年金額下限型）》

番号	経済の前提	給付総額（給付現価）の調整割合	スライド調整				
			年金改定率（新規裁定者）	調整期間（終了年度）	所得代替率（終了年度時点）	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
11	A	7%	総賃金スライド	2029	54%	9%	18,100円
1	（基準ケース）B	9%		2032	52%	12%	18,100円
13	C	16%		2048	45%	24%	17,800円

注：ケースＣの場合、2080年度に積立金がなくなり、一定規模の資金を借入れることが必要となる。借入れを行うことを仮定しなければ、2080年ごろに「一時的に若干の保険料率の引上げ（保険料率の引上げ幅は総報酬ベースで0．8%程度）又は「一時的に若干の給付水準の調整（給付水準調整割合は4%程度）」が必要となる。

《③ 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）》

番号	経済の前提	給付総額（給付現価）の調整割合	スライド調整				
			年金改定率（新規裁定者）	調整期間（終了年度）	所得代替率（終了年度時点）	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
12	A	7%		2016	54%	8%	18,100 円
2	（基準ケース）B	9%	一人当たり賃金上昇率 － 労働力人口の平均減少率	2023	53%	10%	18,100 円
14	C	16%		2047	46%	22%	17,800 円

注：将来見通し平均化法（名目年金額下限型）により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合には、経済状況が悪化するケースＣの場合でも、将来の借入れの必要はない。

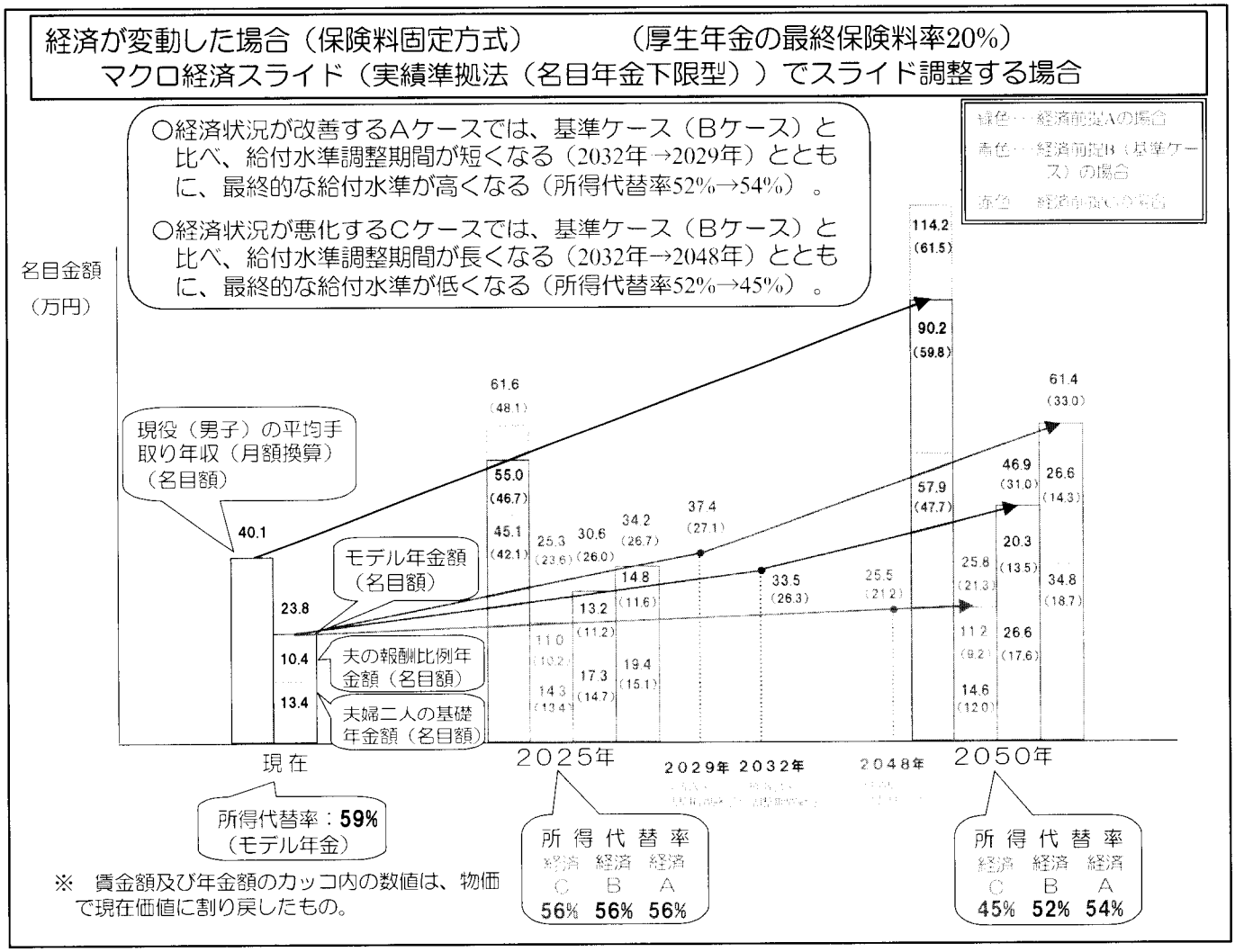

（４）基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料（率）の取扱いを変更した場合

○ 平成11年財政再計算では、基礎年金国庫負担割合引上げ時に、厚生年金は保険料率の引上げ幅を抑制（総報酬ベースで0．77％）し、国民年金は保険料を引き下げる（平成11年度価格で3，000円）こととした。

○ 基準ケースでは、このような保険料（率）の引上げ幅の抑制（厚生年金）や引下げ（国民年金）を行わないこととし、また厚生年金の保険料率は、5年ごとではなく毎年小刻みに引き上げることとした。

○ 実績準拠法（名目年金額下限型）により時間をかけて緩やかに給付水準を調整する場合、仮に、厚生年金の保険料率の引上げを5年に1度とした上で、基礎年金国庫負担引上げ時の保険料（率）の取扱いを平成11年財政再計算に準拠することとすると、給付調整期間の長さや最終的な給付水準は、基準ケースとほぼ変わらない。

○ 他方、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、基準ケースより1，100円上昇し、19，200円となる。

【計算の前提（基準ケース）】

○ 厚生年金の最終保険料率　２０％
○ 人口推計　中位推計（２０５０年の合計特殊出生率　１．３９）
○ 経済前提　ケースＢ（実質賃金上昇率１．０％、実質運用利回り１．２５％）
○ 国庫負担割合　次期制度改正時に安定した財源を確保し、１／２に引上げ
○ 保険料（率）の引上げ計画
　・引上げ頻度　毎年度
　・引上げペース　平成１１年財政再計算と５年間での引上げペースを同じとする。

《① 実績準拠法（名目年金額下限型）》

番号	保険料(率)引上げの前提		給付総額(給付現価)の調整割合	スライド調整				
	引上げ頻度	国庫負担引上げ時の保険料(率)		年金改定率(新規裁定者)	調整期間(終了年度)	所得代替率(終了年度時点)	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
1	(基準ケース) 毎年	引下げ等なし	9%	総賃金スライド	2032	52%	12%	18,100円
15	５年	引下げ等	9%		2032	52%	12%	19,200円

《③ 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）》

番号	保険料(率)引上げの前提		給付総額(給付現価)の調整割合	スライド調整				
	引上げ頻度	国庫負担引上げ時の保険料(率)		年金改定率(新規裁定者)	調整期間(終了年度)	所得代替率(終了年度時点)	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
2	(基準ケース) 毎年	引下げ等なし	9%	一人当たり賃金上昇率 － 労働力人口の平均減少率	2023	53%	10%	18,100 円
16	5年	引下げ等	9%		2023	53%	11%	19,200 円

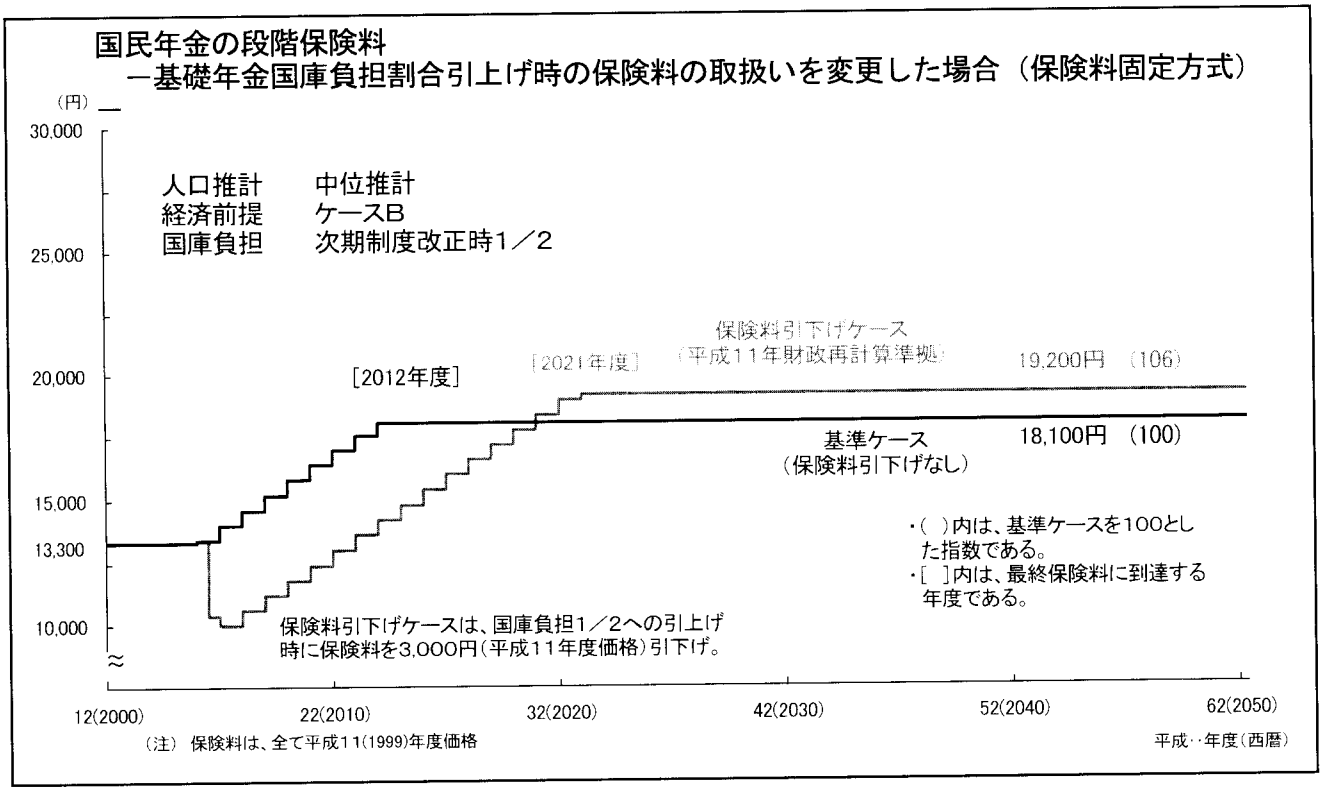

（5）保険料負担を変更した場合

① 保険料（率）の引上げ計画を変更した場合

【給付総額（給付現価）ベースでみたときの給付の調整割合】

○ 給付総額（給付現価）ベースでみた給付の調整割合は、厚生年金の保険料率の引上げペースを変更して、引上げ幅を2割増加（前倒し）、2割減少（後倒し）させると、基準ケースと比べてそれぞれ1%減少、2%増加する。

【年金改定率（スライド率）の調整による給付水準の調整割合】

《実績準拠法（名目年金額下限型）により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合》

○ 厚生年金の保険料率の引上げペースを早める（引上げ幅を2割増加、前倒しケース）と、基準ケースと比べ、給付水準調整期間が短くなる（2032年→2031年）とともに、最終的な給付水準が高くなる。（モデル年金でみた所得代替率52%→53%）

○ 厚生年金の保険料率の引上げペースを遅める（引上げ幅を2割減少、後倒しケース）と、基準ケースと比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2033年）とともに、最終的な給付水準が低くなる。（モデル年金でみた所得代替率52%→51%）

【計算の前提（基準ケース）】

○ 厚生年金の最終保険料率　２０％

○ 人口推計　中位推計（２０５０年の合計特殊出生率　１．３９）

○ 経済前提　ケースＢ（実質賃金上昇率１．０％、実質運用利回り１．２５％）

○ 国庫負担割合　次期制度改正時に安定した財源を確保し、１／２に引上げ

（国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制（総報酬ベースで0．77%）及び国民年金の保険料の引下げ（平成11年度価格で3，000円）は行わない。）

《① 実績準拠法（名目年金額下限型）》

番号	保険料（率）引上げペースの前提	給付総額（給付現価）の調整割合	スライド調整				
			年金改定率（新規裁定者）	調整期間（終了年度）	所得代替率（終了年度時点）	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
1	（基準ケース）平成11年財政再計算（毎年度引上げ）	9%	総賃金スライド	2032	52%	12%	18,100円
17	前倒し（引上げ幅を2割増加）	8%		2031	53%	11%	18,200円
19	後倒し（引上げ幅を2割減少）	10%		2033	51%	13%	18,000円

《③ 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）》

番号	保険料(率)引上げペースの前提	給付総額(給付現価)の調整割合	スライド調整				
			年金改定率(新規裁定者)	調整期間(終了年度)	所得代替率(終了年度時点)	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
2	(基準ケース)平成11年財政再計算(毎年度引上げ)	9%	一人当たり賃金上昇率－労働力人口の平均減少率	2023	53%	10%	18,100円
18	前倒し(引上げ幅を2割増加)	8%		2021	53%	10%	18,200円
20	後倒し(引上げ幅を2割減少)	10%		2025	52%	12%	18,000円

保険料（率）の引上げ計画を変更した場合（保険料固定方式）
－マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

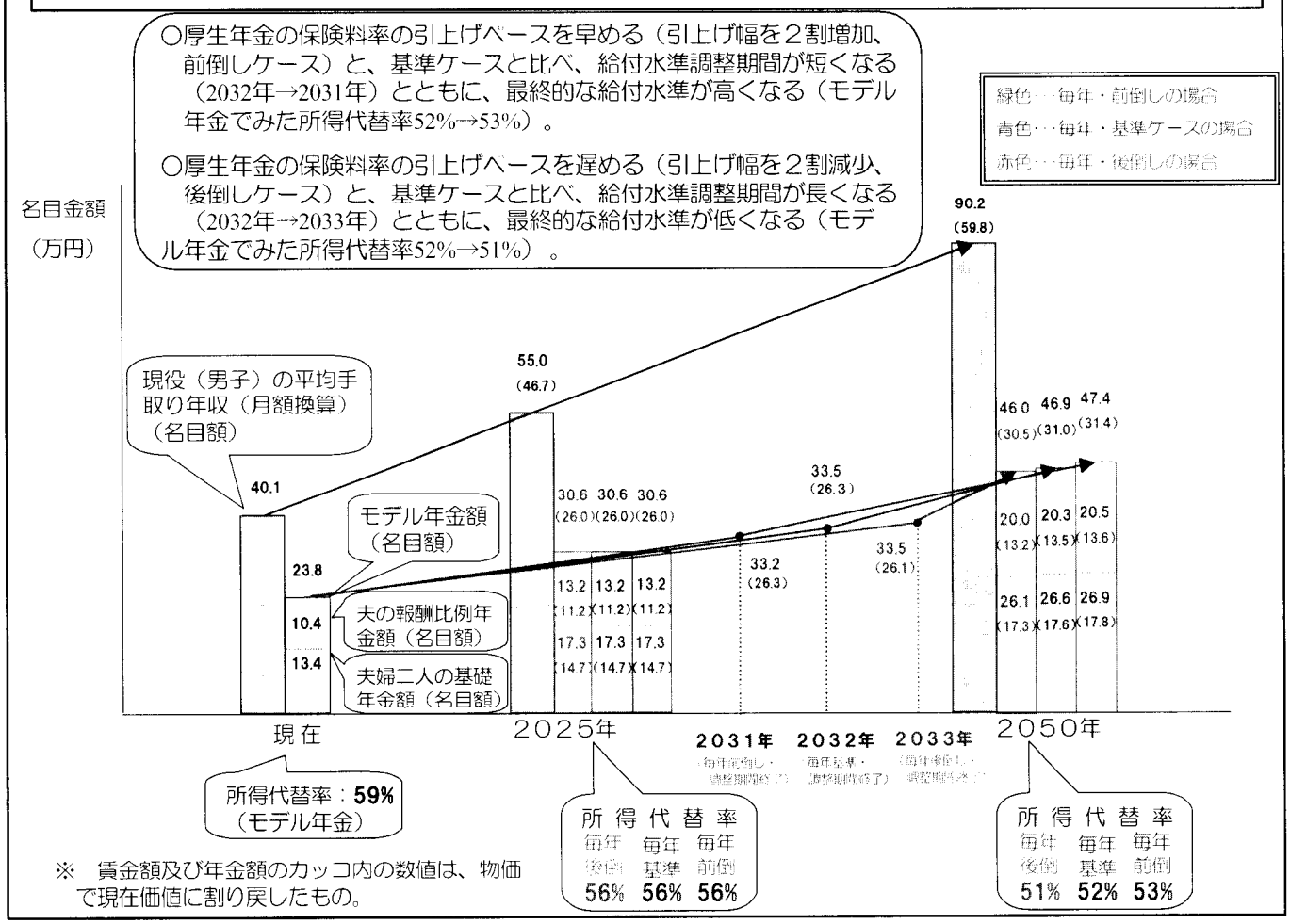

② 厚生年金の最終保険料率を１８％とした場合

【給付総額（給付現価）ベースでみたときの給付の調整割合】

○ 給付総額（給付現価）ベースでみた給付調整割合は、厚生年金の最終保険料率を18％で固定すると15％となる。

【年金改定率（スライド率）の調整による給付水準の調整割合】

《実績準拠法（名目年金額下限型）により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合》

○ 厚生年金の最終保険料率を18％とすると、基準ケース（最終保険料率20％）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2043年）とともに、最終的な給付水準が低くなる。（モデル年金でみた所得代替率52％→45％）

○ なお、このときの国民年金の最終保険料率（平成11年度価格）は、基準ケース（厚生年金の最終保険料率20％）と比べ、基礎年金の給付水準が低くなるため、1，700円低下し、16，400円となる。

【計算の前提（基準ケース）】

○ 人口推計　　中位推計（２０５０年の合計特殊出生率　１．３９）

○ 経済前提　　ケースＢ（実質賃金上昇率１．０％、実質運用利回り１．２５％）

○ 国庫負担割合　　次期制度改正時に安定した財源を確保し、１／２に引上げ

（国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制（総報酬ベースで0．77％）及び国民年金の保険料の引下げ（平成11年度価格で3，000円）は行わない。）

○ 保険料（率）の引上げ計画

・引上げ頻度　　毎年度

・引上げペース　　平成１１年財政再計算と５年間での引上げペースを同じとする。

《① 実績準拠法（名目年金額下限型）》

番号	厚生年金の最終保険料率の前提	給付総額（給付現価）の調整割合	スライド調整				
			年金改定率（新規裁定者）	調整期間（終了年度）	所得代替率（終了年度時点）	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
1	（基準ケース）20％	9％	総賃金スライド	2032	52％	12％	18,100円
21	18％	15％		2043	45％	24％	16,400円

《③ 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）》

番号	厚生年金の最終保険料率の前提	給付総額（給付現価）の調整割合	スライド調整				
			年金改定率（新規裁定者）	調整期間（終了年度）	所得代替率（終了年度時点）	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
2	（基準ケース）20%	9%	一人当たり賃金上昇率 － 労働力人口の平均減少率	2023	53%	10%	18,100 円
22	18%	15%		2042	47%	21%	16,500 円

厚生年金の最終保険料率を18%とした場合（保険料固定方式）
－マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

○厚生年金の最終保険料率を18%とすると、基準ケース（最終保険料率20%）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2043年）とともに、最終的な給付水準が低くなる（モデル年金でみた所得代替率52%→45%）。

○なお、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、厚生年金の最終保険料率20%の場合（18,100円）と比べ、基礎年金の給付水準が低くなるため、1,700円低下し、16,400円となる。

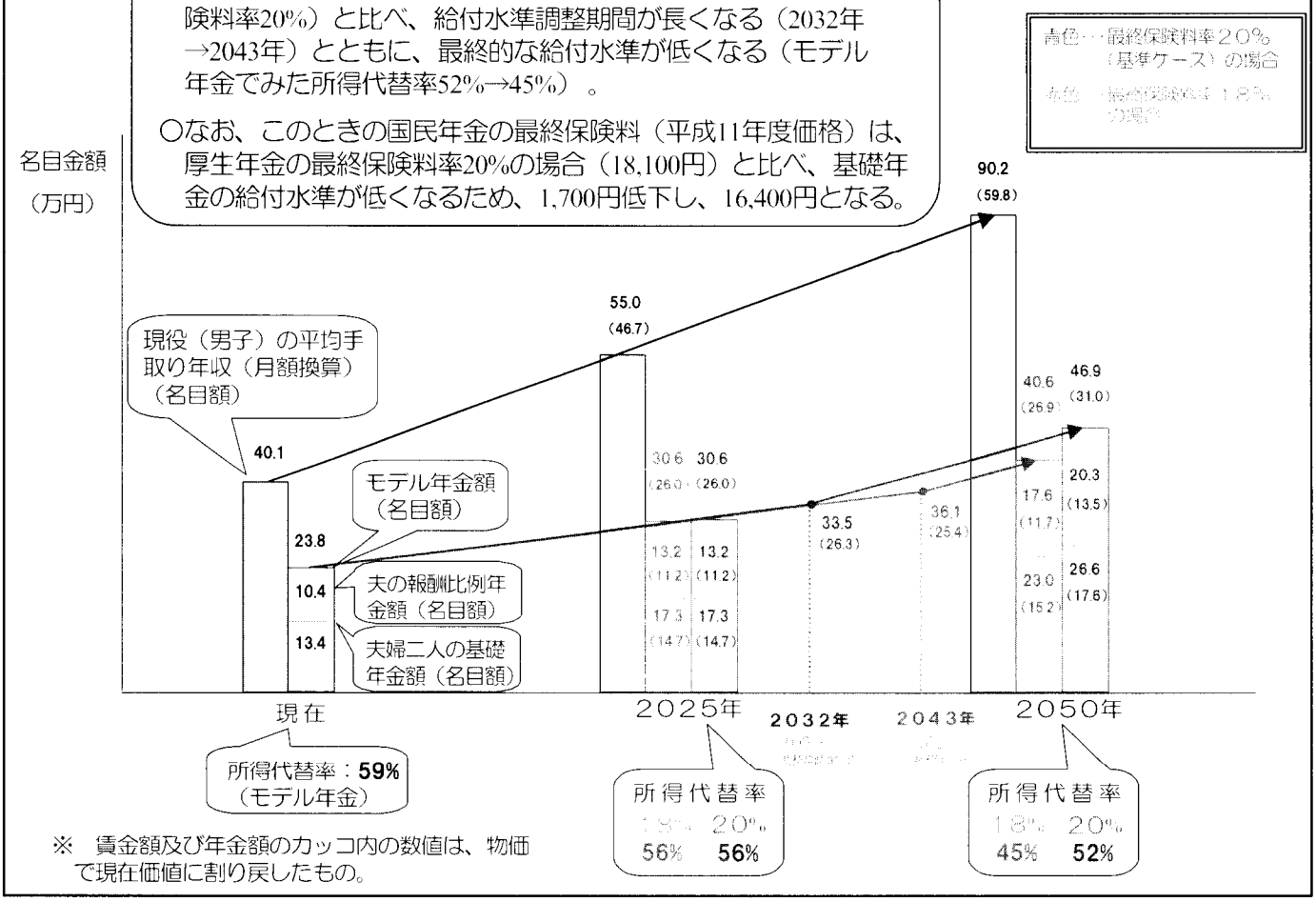

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。